平成29年度市町村民税所得割額(所得基準)と奨学資金貸付限度額

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の方

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円～251,100円未満の方
［貸付限度額(年額)］ ＝ ［年間授業料］ － ［国・就学支援金］ － ［府・支援補助金］ ＋ ［10万円 その他教育費］

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円～347,100円未満の方
［貸付限度額(年額)］ ＝ ［年間授業料］ － ［国・就学支援金］ (24万円を上限とします)
※ただし、授業料実質負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。
その場合、貸付年額を調整することができます。

【 全日制 】

標準授業料:58万円の場合

【 私立高校等に通わせている人数が2人以下の世帯 】

奨学資金貸付限度額	100,000円			300,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	200,000円	461,200円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	261,200円		
				118,800円		
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 私立高校等に3人以上通わせている世帯(※1) 】

奨学資金貸付限度額	100,000円			200,000円	貸付対象外(※2)	240,000円
保護者負担額	0円			100,000円	200,000円	580,000円
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	361,200円	261,200円	
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円		
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

(※1)『私立高校等に3人以上通わせている世帯』とは、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯で、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯を言います。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲は右記参照)

(※2) 市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となります。

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	0円	0円	44,550円 1,782円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	225,000円 9,000円×25単位
国・就学支援金	225,000円 9,000円×25単位	225,000円 9,000円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位		
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

私立高校等または大学等の学校の範囲

＜高校段階＞ 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校
※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

▽ 私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)

▽ 公私立専修学校(高等課程)

▽ 国公私立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)

▽「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所 (※)

▽「調理師法」にもとづく調理師養成施設 (※)

▽「製菓衛生師法」基づく製菓衛生師養成施設 (※)

▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
(※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

＜大学段階＞ 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

※ただし、国公私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、大学等の学生とみなす